

理工学部国際研究集会・ワークショップ開催補助制度募集要項

平成23年7月5日制定

平成23年4月1日施行

1 趣 旨

理工学部における学術の国際的な交流を目的としたシンポジウム等の研究集会及び一定の課題の下に交流を目的としたワークショップ（以下研究集会等という）の開催を奨励し、その実施にあたっての必要な経費を補助する。

2 条 件

次の条件を満たした研究集会等を補助対象とする。

- ① 補助申請者は、理工学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教職員とし、本研究集会等の実施責任者とする。参加者については、大学院生及び学部学生を含めることができる。
- ② 補助対象は、国際学術交流に関する覚書提携校及び学科として将来、交流を深めることを目的として関係を結んでいる海外の大学等との学術交流事業とする。学術交流事業の開催規模は問わないが、開催にあたって本学部（含む学科）が中心的な役割を担うものとする。
- ③ 開催場所は、国内外を問わないものとする。

3 補助限度額及び募集件数

研究集会等の開催に係る全経費支出のうち、海外学術交流資金から1件につき50万円を上限として2件程度を採択し、補助する。

4 経 費

助成金の取扱いについては、経費の内訳を次の各号に掲げる支払科目とし、各号に掲げる事項以外の手続き等の詳細については「研究費の手引き」に準じるものとする。

- ① 消耗品費
- ② 通信運搬費
- ③ 印刷製本費
- ④ 旅費交通費
招へい者及び理工学部専任教職員に係る旅費に限る。
- ⑤ 手数料・報酬費
- ⑥ 賃借料
- ⑦ 人件費
来場者受付等の臨時職員（アルバイト）雇用経費を対象とする。
- ⑧ 会合費
研究集会等開催時のレセプション費用は補助対象外とする。

5 申請時期

補助希望年度の前年の11月末日までに理工学部長あて申請するものとする。

6 選 考

提出された申請書に基づき国際学術交流委員会において、交流計画の内容と準備状況を勘案して選考する。その選考結果を基に、海外学術交流資金給付委員会の議を経て担当会議で決定し、担当・主任会議及び教授会で報告する。

なお、決定時期は実施前年度内とする。

7 実績報告書

研究集会等終了後、1か月以内に実施時のプログラム等を添えて実績及び経費支出の報告を行うものとする。

8 その他

研究集会等の開催にあたっては、ホームページでの投稿・参加の募集、開催告知等、理工学部教職員及び学生に対して広く公開して実施することとする。

なお、シンポジウム等の開催にあたっては、学外に対しても公開して実施することを原則とする。

9 所 管

理工学部国際研究集会・ワークショップ開催補助制度に関する事務は、研究事務課が行う。

10 附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

以 上